

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第102号



新紙幣発行に伴うトラブルに ご注意ください！

20年ぶりに新デザインとなる一万円札、五千円札、千円札紙幣が7月3日に発行されました。一万円札には渋沢栄一、五千円札には津田梅子、千円札には北里柴三郎が描かれています。

新紙幣が発行されても、これまで使用していた旧紙幣は引き続き使えますが、「今までのお札が使えなくなる」などとかなる、新紙幣発行に便乗した悪質商法や詐欺行為の発生が予想されるので、ご注意ください。

実際の事例

金融機関の職員を名乗る人物から「その電話」があり、紙幣交換の名目でお金をだまし取ろうとする次のような手口が発生しています。

○新紙幣が発行されたので、旧紙幣が使えなくなる。職員が自宅まで古いお札の交換に行きます。

○国が新紙幣の発行枚数を決める調査をしているので、旧紙幣を自宅で保管していれば職員に預けてください。

想定される手口

上で紹介した事例の他にも、次のような内容の電話がかかって来ることやメールが届く可能性があります。

○新紙幣発行に伴い、キャッシュカードを新しくする必要があります。

○手持ちの現金を全て新紙幣に交換するので、指定する口座に振り込んでください。

○手持ちの現金に偽札がまぎれている可能性があるので交換します。

アドバイス

○新紙幣発行後も、今までの紙幣は使えます。

○金融機関や行政機関が新紙幣について交換を求めることはありませので、紙幣を第三者に渡さないでください。

○新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、警察や消費生活センターに相談してください。



相談事例紹介

無料をうたう点検商法に注意！

今月の相談

見知らぬ工事業者が「外壁を無料で点検します」と突然自宅にやってきた。点検後、「すぐに直さなければ大変なことになる。今、契約すれば値引きする」といわれて契約してしまった。よく考えてみると他より高額だったのでキャンセルしたい。

この契約は工事業者が相談者宅を訪れて契約したため訪問販売に当たります。訪問販売では契約書面を受け取った日から8日間、無条件に契約解除ができる「クーリング・オフ」が適用されるため、すぐに申し込みを撤回する旨を記した通知書を工事業者へ送ってキャンセルしました。

このように事業者が「無料で点検します」と消費者の家に突然訪問し、不安をあおって十分な説明をしないまま、急かして強引に契約をさせる商法を点検商法といいます。特に、屋根、床下、排水管、給湯器、浄水器、布団などの修理・修繕、害虫駆除の契約でトラブルが発生しています。

「アドバイス」

■突然訪問してきた事業者には安易に点検してもらわないようにしましょう。

■断る際は、点検は不要であることをインターホン越しにきつぱり伝えましょう。

■「今日契約するなら安くする」といわれてもすぐに契約せず、複数の事業者から見積りを取って、比較・検討してから契約しましょう。

消費生活センター・役場・支所の窓口では「訪問販売お断りステッカー」を配布していますので、活用してください。



問 幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付	場 所
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
幕別	火曜・木曜	役場 1階相談室
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

午前9時～午後4時
(札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)

その申込み、 定期購入では ありませんか？

最終確認画面 チェックリスト

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか？
- ☐ 継続期間や購入回数が決めていますか？
- ☐ 支払い総額はいくらですか？
- ☐ 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
- ☐ お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか？

- ☆申込み前に「最終確認画面」をスクロールして、最後まで確認しましょう。
- ☆注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度確認しましょう。
- ☆最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。



最終画面を確認して!!

©Kurosaki Gen

ひとこと助言

画面を
スクリーンショット!



見守るくん

- 低価格を強調する広告を見て、1回だけもしくは単品のつもりで注文したら「定期購入」だったという相談が多く寄せられています。特にインターネット通販では、申込み前に必ず最終画面で上記を確認しましょう。
- 特定商取引法では、サイトの最終確認画面で、価格や申込みの解除等の重要事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。これがなされていないなかったり、誤認するような表示の場合等は、申込みを取り消せる場合があります。
- 不安に思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。